

新発田城跡
整備確認調査・発掘調査支援業務委託 仕様書

1 総 則

受注者は、当該発掘調査を担当又は補助する市職員(以下、「調査担当者」又は「調査員」という。)の指示に従い、埋蔵文化財発掘調査において必要な諸作業を行うものとし、発掘調査が円滑かつ安全に実施できるよう、誠実に業務の履行に努めなければならない。

2 委託場所

新発田市大手町4丁目ほか (埋蔵文化財発掘調査現場及び近隣の指定用地)

3 数 量

別紙 設計数量表のとおり

4 期 間

契約日から令和6年8月31日までの発注者が指定する日

使用予定は、別紙 工程表のとおり

5 業務体制

- ①本業務中、発掘作業における受注者の従事者は重機操縦者、発掘作業員、交通誘導員とし、重機操縦者・発掘作業員は路盤・仮舗装復旧の作業者を兼務する。
- ②重機操縦者は6(2)⑧に定める重機の使用に係る技能講習(車両系建設機械運転技能講習)を修了した者であることとする。
- ③発掘作業員は全て、6(2)⑧に定める4tダンプ・2tダンプの運転者を兼務するものとし、これを運転できる免許を有する者であることとする。
- ④受注者は、業務に従事する者のうち1名を従事者代表とし、発注者に報告しなければならない。
- ⑤発注者は、従事者の技術が未熟で、作業・調査に影響が生じると判断した場合、受注者に対し従事者の交代を命じることができ、受注者はこの命令に速やかに応じるものとする。

6 業務内容

(1) 事前準備(事務手続・舗装撤去等)

- ①本業務は公道(市道)を日中(8時30分から17時まで)通行止めとして実施する必要があることから、受注者は掘削前の適切な時期に、調査担当者又は調査員の確認を受けた上で、下記の作業を行うものとする。

a 市道掘削にかかる各種手続・既存埋設物調査等

b 工事・通行止めに関する地元周知

②舗装の撤去

- a 現地はアスファルト舗装の市道であるため、調査にあたっては、舗装の切断・取り壊しと、舗装材の搬出・処分を行う。実施に当たっては関係法令を順守し、適切な機材・資材を使用するものとする。
- b 舗装撤去作業の詳細は、数量表に示す通りとする。なお、掘削時のアスファルト舗装の取り壊しは、掘削作業を行う重機が兼務するものとする。

(2) 掘削及び埋戻し作業等

- ①業務時間は8時30分から17時までの間とし、労働基準法に定める休憩時間を含むものとする。
- ②従事者は、調査担当者又は調査員の指示のもと、埋蔵文化財発掘調査に必要な掘削、埋戻し、整地・復旧等の作業を行う。
- ③重機による掘削作業は、数cm単位で薄く掘削して行く作業を含み、掘削の深度は2mの範囲を超えないものとする。
- ④人力による掘削作業は、重機掘削作業の終了後に、掘削されたトレンチ内で、スコップや移植ごて等を用いて、壁面精査や遺構掘削、埋戻し補助等の作業を含む。
- ⑤掘削した残土は、調査担当者又は調査員の指示に基づいて4tトラックに仮積みし、調査終了後、ランマー・ローラー等を用いて十分に加圧しながら、トレンチ内に埋め戻す。ただし、掘削土が埋め戻しに適さない土質であった場合は、残土として搬出・処分するとともに、適正な補足土を追加して埋め戻す。
- ⑥掘削時に出土した廃棄物等は、取り壊した舗装とともに2tトラックに仮積みし、調査終了後、種別に従い適切に処分する。
- ⑦業務は市道を車両通行止めにして実施することから、作業時間中は安全保持のために必要な交通誘導員・器材等を配置・設置する。
- ⑧掘削・埋戻しに使用する重機等は下記のとおりとする。
- a バックホウ0.2m³級
(クレーン仕様、法面バケット(幅約1.0m)装着、爪バケットも準備(舗装取り壊しに併用のため)、ゴムキャタピラ仕様)
- b 4tダンプ(運転者は発掘作業員が兼務するものとする。)
- c 2tダンプ(運転者は発掘作業員が兼務するものとする。)
- d ランマ(60~80kg級)(操作者は発掘作業員が兼務するものとする。)
- e 1tローラー(操作者はaの運転者が兼務するものとする。)
- ⑨その他
- a 従事者は、掘削及び復旧作業等と併せて、これら作業の円滑な実施に資する諸作

業（作業準備・片付け、掘削地点等の雨水・湧水除去作業、その他の作業等）を、速やかに行うものとする。

- b 従事者代表は、稼働日の作業終了後、全作業の作業日報を調査担当者へ提出するものとする。なお、検査調書は作業日報をもって代えることとする。

(3) 舗装・路盤復旧

- ① 仮舗装・路盤の復旧作業は掘削作業日ごとに行うこととする。
- ② 本舗装の復旧作業は掘削終了後1か月を過ぎて、埋戻土の安定を待ってから行うものとし、作業には仮舗装の撤去・処分を含む。実施に当たっては関係法令を順守し、適切な機材・資材を使用するものとする。
- ③ 舗装・路盤の復旧内容は、別紙「市道舗装復旧標準断面図」の車道（ $100 \leq T < 250$ 信頼性75%）に従うものとし、詳細は、数量表に示す。
- ④ 実施に際しては、必要に応じ、安全保持のため必要な交通誘導員・器材等を配置・設置すること。

(4) 器材関係

- ①受注者は現場で使用する器材を借り上げる。
- ②業務に用いる器材の種類
 - a 水中ポンプ（2インチ、100V、25m排水ホース付）
水中ポンプ用 発電機（2kva、燃料費別）
水中ポンプ用 電動ドラム（30m、防水・防塵用）
 - d カラーコーン・コーンバー（市道通行止め2か所、トレンチ脇6m分）

7 費用の精算・変更

- (1) 設計数量表に単価を記載した全ての項目は、記載単位で稼働実数を把握し精算を行う。
- (2) 設計数量表が週単位の設計となっている項目においては、初回1週間は週単位の支払いとする。それ以降は7日の使用をもって1週間とし、端数が生じた場合は、設計数量表に定める日額単価をもとに精算を行う。この際、日額単価分の合計が1週間単価分を上回る場合は、使用期間が1週間に満たなくとも、1週間単価を優先するものとする。
- (3) 設計数量表で日単位の設計となっている項目（延長量を除く）において、天候・業務・従事者の都合等により作業を実施しない場合は、費用は発生しないものとし、半日の稼働・勤務が生じた場合は、午前・午後にかかわらず、1日の単価に0.5を乗じた額を半日単価と定め、集計して精算を行う。

- (4) 次の項目は、当該項目の単価に含めるものとする。
- a. 重機・器材等の使用に係る燃料費及びメンテナンス料・清掃料。また、「オペレーター付」としたものには、オペレーターに関する各種費用も含む。ただし、設計数量表に特別の定めがある場合を除く。
 - b. 発掘作業員等における法で定められた各種保険料（労災保険料、雇用保険料等）
 - c. 器材等の運搬費における、積込み・積下ろし料・設置・撤去及び、転倒防止等の安全対策に必要な諸費用。
- (5) 設計数量表に記載された項目について、数量・期間・使用機器等に変更が生じた場合は、契約時に受注者から提出された設計数量表に記載された単価・諸経費率等をもとに、別表の定めるところにより、変更契約を行う。
- (6) その他
設計数量表に明記した以外の準備・片付費、安全管理費、労務管理費、各種手続費用、その他の現場管理に必要な経費は、全て諸経費で対応することとする。

8 その他

- (1) 作業中止や日程変更などは調査担当者が判断し、受注者へ連絡をする。受注者は、従事者及び関係者等に連絡し周知させること。
- (2) 業務の着手及び終了に当たり、受注者は関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。なお、この手続き等を行うに当たり、受注者は届出内容についてあらかじめ調査担当者に報告すること。
- (3) 受注者は、住宅地・生活道路に近い箇所での作業の際には、特に安全管理・騒音防止等の配慮を行うこと。
- (4) 重機・器材等の積下ろし場所、駐車場用地の詳細は、発注者と協議すること。
- (5) 重機・設備・器材等の破損による修理や泥等の付着が顕著なことによる洗浄の費用が発生した場合は、別途協議する。
- (6) また、数量・期間・使用機器等に変更が生じた場合は、必要に応じて変更契約を締結する場合がある。
- (7) この他仕様に定めない事項が生じた場合、又は仕様に定める事項について疑義が生じた場合は、必要の都度、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

別表

項目	摘要条項	算出等	摘要
委託金額を変更する場合	7費用の精算・変更 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目の変更の場合、 (変更設計額×元委託金額÷元設計額)×1.10=変更後の委託金額 ・第2回目(以降)の変更の場合、 (2回目(以降)変更設計額×元委託金額÷元設計額)×1.10=2回目(以降)変更後の委託金額 	左の計算式中、括弧内の計算の結果、1,000円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合、を除き、これを切り捨てる。

(注1) 変更設計額は、当初契約時に提出された設計数量表に記載された単価・諸経費率と変更後の数量をもとに、算出した額を言う。

(注2) 元委託金額は、入札書の額を言う。

(注3) 元設計額は、当初契約時に提出された設計数量表に記載された単価・諸経費率と数量をもとに、算出した額(端数切捨て・値引額等を行う以前の額)を言う。

新発田城跡 整備確認調査・発掘調査支援業務委託 設計数量表

名称	単位	単価	員数		金額 (単価×員数)	備考
			数量	期間・回数		
I 事前準備等						0
A 事務手続						0
各種届出・調査・地元周知	1式		1	式		0
B 舗装撤去						0
掘削作業日ごとに実施						
舗装切断・処分						0
(舗装切断)	1m		1	-	35.2 m	0
						トレンチ外周合計(1.2×4m・2か所、1.2×6m・1か所)
(舗装処分費)	1t		2.35	t	0.84 立米	0
						舗装1立米=2.35t、取り壊し面積立米=トレンチ面積計×舗装厚0.05m
II 発掘作業						0
A 掘削作業(掘削・埋戻し)						0
バックホウ0.2㎡級(クレーン仕様、法面バケツト、オペレーター付、燃料込)						0
	1台1日		1	台	3 日	0
舗装取り壊しに併用、爪バケツトも準備。						
" 搬入・搬出料	1台1往復		1	台	1 往復	0
発掘作業員	1人1日		2	人	3 日	0
掘削等補助作業ほか						
4tダンプ(発掘作業員が運転手兼務、燃料込)	1台1日		2	台	3 日	0
掘削土積載用						
2tダンプ(発掘作業員が運転手兼務、燃料込)	1台1日		1	台	3 日	0
舗装等の廃棄物積載・運搬用						
ランマ(60~80kg級、BHオペレーターまたは発掘作業員が操作兼務、燃料込、搬出入料込)	1台1日		1	台	3 日	0
1tローラー(BHオペレーターまたは発掘作業員が操作兼務、燃料込、搬出入料込)	1台1日		1	台	3 日	0
交通誘導員B	1人1日		2	人	3 日	0
B 器材等						0
水中ポンプ(2インチ、100V、25m排水ホース付)	1台1週間		1	台	1 週間	0
搬入・搬出料込						
" 延長料	1台1日		1	台	0 日	0
2週目以降、日割り						
" 用 発電機(2kva)	1台1週間		1	台	1 週間	0
燃料費別、搬入・搬出料込						
" 延長料	1台1日		1	台	0 日	0
2週目以降、日割り						
" 用 電動ドラム(30m、防水・防塵用)	1台1週間		1	台	1 週間	0
搬入・搬出料込						
" 延長料	1台1日		1	台	0 日	0
2週目以降、日割り						
安全保持器材(カラーコーン、コーンバー)	1式1週間		1	式	1 週間	0
市道2か所通行止め、及びトレンチ脇6m、運搬費込み						
" 延長料	1式1日		1	式	0 日	0
2週目以降、日割り						
III 復旧作業						0
A 仮舗装・路盤						0
掘削日毎に実施						
仮舗装・路盤の復旧						0
(表層舗装)	1立米		16.8	㎡	0.05 m	0
(上層路盤費)	1立米		16.8	㎡	0.15 m	0
(下層路盤費)	1立米		16.8	㎡	0.15 m	0
B 本舗装						0
3トレンチ分一括で実施						
仮舗装の撤去						0
(舗装切断)	1m		1	-	37.6 m	0
トレンチ外周計+各辺両端影響部0.3m						
(舗装取り壊し面積)	1㎡		1	-	27.36 ㎡	0
トレンチ+影響部の面積(1.8×8.6m、1.8×6.6m)						
(撤去舗装運搬費)	1立米		27.36	㎡	0.05 m	0
取り壊し面積×舗装厚0.05m						
(撤去舗装処分費)	1t		2.35	t	1.368 立米	0
舗装1立米=2.35t、取り壊し立米=面積×舗装厚						
本舗装の復旧						0
(表層舗装)	1立米		27.36	㎡	0.05 m	0
0.05m厚						
(不足土追加)	1立米		1	-	0.00 立米	0
安全保持関連 人員・器材	1式		1	式		0.0
交通誘導員B・カラーコーン・コーンバー等、必要に応じて配置。						
金額(I+II+III)						0
諸経費			(諸経費率)		%	0
金額(I+II+III)×諸経費率						
小計						0
						0
消費税						0
消費税率 10%						
総計						0

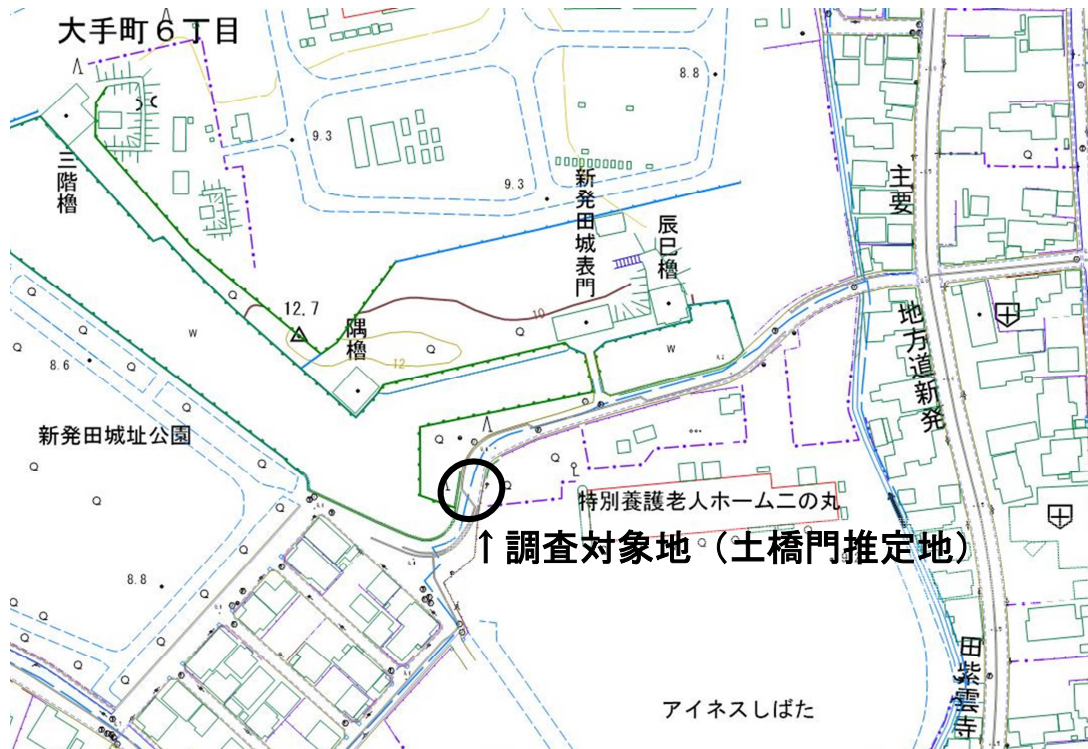
※すべての項目の単価と諸経費率に数値の記入をお願いします。契約内容に変更が生じた際に使用します。

新発田城跡 整備確認調査・発掘調査支援業務委託 工程表

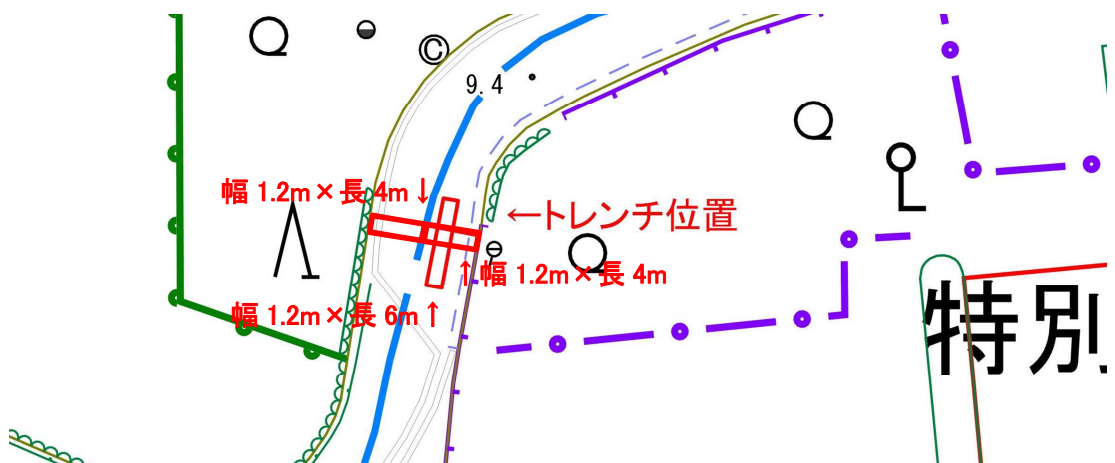
名称	単位	員数		5月	6月	7月	8月	備考
		数量	期間・回数					
I 事前準備等								
A 事務手続								
各種届出・調査・地元周知	1式	1	式					
B 舗装撤去								
舗装切断・処分								
(舗装切断)	1m	1	-	35.2	m			1.2×4mトレンチ2か所、1.2×6mトレンチ1か所
(舗装処分費)	1t	2.35	t	0.84	立米			トレンチ面積×舗装厚0.05m
II 発掘作業								
A 掘削作業(掘削・埋戻し)								
バックホウ0.2m級 (クレーン仕様、法面バケツ、オペレーター付、燃料込)	1台1日	1	台	3	日			舗装取り壊しに併用、爪バケツも準備。
搬入・搬出料	1台1往復	1	台	1	往復			
発掘作業員	1人1日	2	人	3	日			掘削等補助作業ほか
4tダンプ (発掘作業員が運転手兼務、燃料込)	1台1日	2	台	3	日			掘削土積載用
2tダンプ (発掘作業員が運転手兼務、燃料込)	1台1日	1	台	3	日			舗装等の廃棄物積載・運搬用
ランマ(60~80kg級、BHオペレーターまたは発掘作業員が操作兼務、燃料込、搬出入料込)	1台1日	1	台	3	日			
1tローラー (BHオペレーターまたは発掘作業員が操作兼務、燃料込、搬出入料込)	1台1日	1	台	3	日			
交通誘導員B	1人1日	2	人	3	日			
B 器材等								
水中ポンプ (2インチ、100V、25m排水ホース付)	1台1週間	1	台	1	週間			搬入・搬出料込
用 発電機(2kva)	1台1週間	1	台	1	週間			燃料費別、搬入・搬出料込
用 電動ドラム(30m、防水・防塵用)	1台1週間	1	台	1	週間			搬入・搬出料込
安全保持器材(カラーコーン、コーンバー)	1式1週間	1	式	1	週間			市道2か所通行止め、及びトレンチ脇6m、運搬費込み
III 復旧作業								
A 仮舗装・路盤・								
仮舗装・路盤の復旧								掘削日ごとに実施
(表層舗装)	1立米	16.8	m ²	0.05	m			1.2×4mトレンチ2か所、1.2×6mトレンチ1か所
(上層路盤費)	1立米	16.8	m ²	0.15	m			
(下層路盤費)	1立米	16.8	m ²	0.15	m			
B 本舗装								
仮舗装の撤去								3トレンチ分一括で実施
(舗装切断)	1m	1	-	37.6	m			トレンチ外周計+各辺両端影響部0.3m
(舗装取り壊し面積)	1m ²	1	-	27.36	m ²			トレンチ+影響部の面積(1.8×8.6m、1.8×6.6m)
(撤去舗装運搬費)	1立米	27.36	m ²	0.05	m			取り壊し面積×舗装厚0.05m
(撤去舗装処分費)	1t	2.35	t	1.37	立米			取り壊し立米=面積×舗装厚
仮舗装の撤去と本舗装の復旧								
(表層舗装)	1立米	27.36	m ²	0.05	m			
(不足土追加)	1立米	1	-	0.00	立米			
安全保持関連 人員・器材	1式	1	式					交通誘導員・カラーコーン・コーンバー等、必要に応じ配置。

新発田城跡整備確認調査・発掘調査支援業務委託

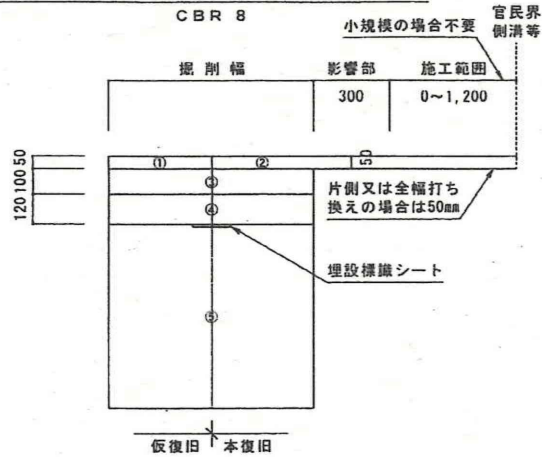
調査位置図 (約 1/2,500)



トレンチ位置図 (約 1/250)

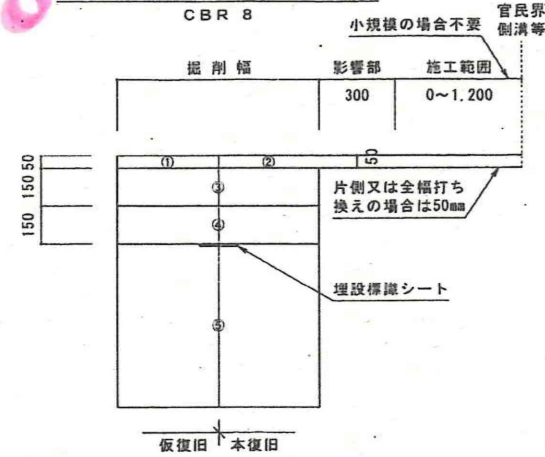


車道 (舗装計画交通量 $T \leq 100$ 信頼性50%)



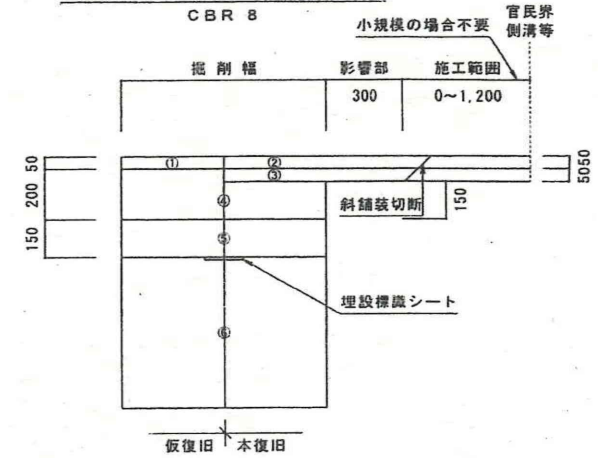
①	②粗粒度AS(20)
②	⑤密粒度AS(新20FH) 消雪なし有
	⑦密粒度AS(新20FH)改質I型 消雪なし有
③	φ25mm以下粒度調整碎石
④	φ40mm以下再生カラックスラン(ARC、RC)
⑤	改良土φ40mm以下、ケリスリーフンダ-材φ40mm以下

車道 (100 ≤ T < 250 信頼性75%)



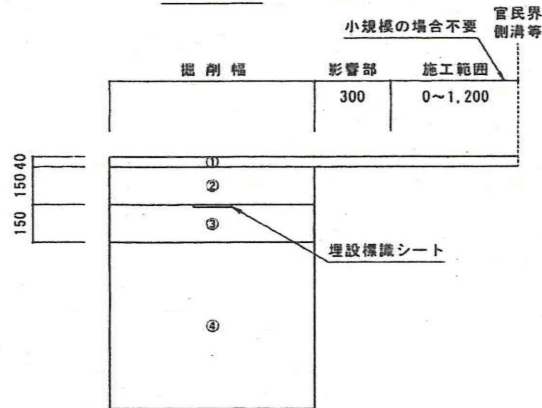
①	②粗粒度AS(20)
②	⑤密粒度AS(新20FH) 消雪なし有
	⑦密粒度AS(新20FH)改質I型 消雪なし有
③	φ40mm以下粒度調整碎石
④	φ40mm以下再生カラックスラン(ARC、RC)
⑤	改良土φ40mm以下、ケリスリーフンダ-材φ40mm以下

車道 (250 ≤ T < 625 信頼性75%)



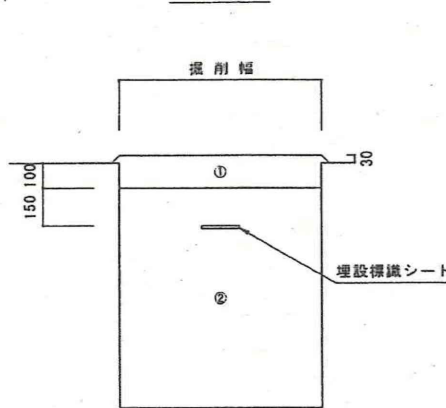
①	②粗粒度AS(20)
②	⑤密粒度AS(新20FH) 消雪なし有
	⑦密粒度AS(新20FH)改質I型 消雪なし有
③	②粗粒度AS(20)
④	φ40mm以下粒度調整碎石
⑤	φ40mm以下再生カラックスラン(ARC、RC)
⑥	改良土φ40mm以下、ケリスリーフンダ-材φ40mm以下

歩道



①	⑬開粒度AS(13) 透水性舗装 プライムコート無
	⑨密粒度AS(13FH)
②	φ40mm以下粒度調整碎石
③	フィルター層(透水性舗装の場合)
④	改良土φ40mm以下、ケリスリーフンダ-材φ40mm以下

砂利道



①	φ40mm以下粒度調整碎石
②	改良土φ40mm以下、ケリスリーフンダ-材φ40mm以下

留意事項

- ※ 1 占用物件の保護が必要な場合は、改良土φ20mm以下
- ※ 2 占用物件の材質や現場条件により、改良土、ケリスリーフンダ-材が使用できない場合は、道路管理者と協議
- ※ 3 車道横断方向復旧が接近して(概ね20mm程度以下)複数箇所復旧の場合、その間は切削イ-レ(厚純分約4cm)若しくは、打ち換え(改層5cm)を行うこと
- ※ 4 現況がコンクリート舗装の場合や仮舗装を撤去しないほうが効果的と思われる場合の舗装復旧方法は、道路管理者と協議します。
- ※ 5 フィルター材は0.075mmふるい通過量6%以下とし、沙や粘土などの透水しがたい土質を含まないものとする。ただし、路床土が砂質系で路盤の透水性の低下や汚濁化のおそれがないと判断される場合はフィルター層を省略できる。

市道舗装復旧標準断面図

別紙 1